第八十六条第三項第二号中「（生命保険金に類する給付等）」を削る。

第八十七条第一項中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改め、「掲げる事項」の下に「（令第百八十四条第一項に規定する損害保険契約等に基づく年金にあつては、第八号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第四号中「損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等」を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第三号の契約（団体保険に係る契約及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第三号（定義）に規定する管理組合又は同条第四号に規定する管理者等を契約者とし建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第四項（定義）に規定する共有部分又は同法第六十七条第一項（団地共用部分）に規定する団地共用部分を保険の目的とする損害保険契約を除く。）の締結後に当該契約に係る契約者の変更（当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われる変更を除く。）があつた場合には、次に掲げる事項

イ　当該契約者の変更（当該契約に係る契約者の変更を二回以上行つた場合には、その最後の契約者の変更）　前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ロ　当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料又は掛金の額

ハ　当該契約に係る契約者の変更の回数

第八十九条第一項中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一項第四号」に改め、同項第一号中「住所。」の下に「以下この号及び」を加え、「法人番号又は法人番号」に、「名称、本店又は」を「氏名又は名称、居所又は本店若しくは」に改め、同条第二項中「第百六十一条第二号、第三号又は第六号から第九号まで」を「第百六十一条第一項第六号、第七号又は第十号から第十三号まで」に改め、同項第一号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「、名称、本店又は」を「、氏名又は名称、居所又は本店若しくは」に改める。

第九十条第二項中「第百六十一条第一項第五号」に改め、同項第一号中「住所」の下に「。以下この号において同じ。」を加え、「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「、名称、本店又は」を「、氏名又は名称、居所又は本店若しくは」に改める。

第九十条の二第一項中「又は国内に」を「又は」に改め、「（法第二百二十五条第一項第十号（株式等の譲渡の対価等の支払調書）に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者をいう。次条から第九十条の六まで（金地金等の譲渡の対価等の支払調書）及び第九十六条（信託の計算書）において同じ。）」を削り、「第二百二十五条第一項第十号の」を「第二百二十五条第一項第十号（株式等の譲渡の対価等の支払調書）の」に改め、同条第二項第一号中「法人番号（個人番号及び」に改める。

第九十条の三第一項中「又は国内に」を「又は」に改め、同条第三項中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第九十条の四から第九十条の六までの規定中「又は国内に」を「又は」に改める。

第九十二条第一項中「若しくは剰余金の分配」を「、剰余金の分配若しくは金銭の分配」に改める。

第九十三条第一項第三号中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第七項」に改め、同項第七号中「第百九十五条第四項」を「第百九十五条第五項」に改め、同号イ中「場合」の下に「又は非居住者である場合」を加え、同号ロ中「数並びに」を「数」に改め、「個人番号」の下に「並びに控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨」を加える。

第九十四条の二第一項第七号イ中「場合」の下に「又は非居住者である場合」を加え、同号ロ中「数並びに」を「数」に改め、「個人番号」の下に「並びに控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨」を加える。

第九十六条第一項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同条第三項中「国内に」を削り、同項第二号中「第六号」を「第七号」に改める。

第九十六条の二第一項第一号及び第二号、第九十七条第一項第一号、第九十七条の二第一項第一号、第九十七条の三第一項第一号、第九十七条の四第五項第一号並びに第九十九条第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」を改める。

第百二条第一項から第四項までの規定中「第二百三十一条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

7　非居住者に対する前各項の規定の適用については、第一項中「取引」とあるのは「取引（非居住者にあつては、法第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係る所得（第三項第一号において「国内源泉所得」という。）に影響を及ぼす取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）とする。）」と、第三項第一号中「の書類」とあるのは「の書類で国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼすもの」と、同項第二号中「含む。）」とあるのは「含む。）及び第六十八条の三第一号（内部取引に関する書類）に掲げる書類又はその写し」とする。

第百三条中「第二百三十一条の三」を「第二百三十三条」に改め、同条第二号中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める。

第百四条を削り、第百五条を第百四条とする。

別表第三四の表の備考1中「第9条の6第7項第1号に規定する外国特定投資信託の収益の分配若しくは同項第2号に規定する外国特定投資信託の収益の分配若しくは同法」を削り、同表の備考4中「第161条第1号の2」を「第161条第1項第4号」に改め、同表の備考6中「第161条第11号」を「第161条第1項第15号」に改め、同表の備考7中「剰余金の分配」の次に「、金銭の分配」を加え、「第67条の15第5項」を「第67条の15第4項」に改め、同表の備考11中「第161条第6号」を「第161条第1項第10号」に改め、同表の備考12中「第161条第7号イ」を「第161条第1項第11号イ」に改め、同表の備考13中「第161条第7号ロ」を「第161条第1項第11号ロ」に改め、同表の備考15中「第161条第1号の3」を「第161条第1項5号」に改め、同表の備考16及び18中「第161条第8号イ」を「第161条第1項第12号イ」に改め、同表の備考19中「第161条第8号イ」を「第161条第1項第12号イ」に、「同条第2号」を「同項第6号」に改め、同表の備考20中「第161条第8号ロ」を「第161条第1項第12号ロ」に改め、同表の備考21中「第161条第8号ハ」を「第161条第1項第12号ハ」に改め、同表の備考23中「第161条第10号」を「第161条第1項第14号」に改め、同表の備考24中「第161条第12号」を「第161条第1項第16号」に改め、同表の備考25中「第9条の8」の次に「、第9条の9」を加え、「第42条の2」を「第42条、第42条の2」に改め、同表の備考26中「又は租税特別措置法第9条の6第5項」及び「又は「租税特別措置法第9条の6第5項該当分」」を削り、同表の備考28中「第42条第1項」を「第41条の22第1項」に改める。

別表第五十一の表中

保険金等受取人		住所（居所）又は所在地	氏名又は個人番号又は法人番号
保険契約者等（又は保険料等払込人）			
被保険者等			

を

保険金等受取人		住所（居所）又は所在地	氏名個人番号
保険契約者等（又は保険料等払込人）			
被保険者等			
直前の保険契約者等			

に改める。